令和3年4月定例教育委員会会議録

1 期 日 令和3年4月6日(火)

2 場 所 市役所南別館3階委員会室

3 開始時間 14 時 00 分

4 終了時間 15 時 50 分

5 出席者

赤松教育長職務代理者、中原委員、濵田委員、岡村委員、児玉教育長

その他の出席者

江藤教育部長、大田教育総務課長、深江学校教育課長、桑畑文化財課長、武田美術館長、山下都城島津邸館長、園田高城地域振興課長

事務局(教育総務課)

椎屋主幹

6 会議録署名委員

赤松委員、岡村委員

7 開 会

◎教育長

それでは、ただいまから令和3年4月定例教育委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。本日の委員会の終了時間は、午後4時を予定しているところでございます。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

市民憲章朗読をよろしくお願いいたします。

8 会議録署名委員の指名

◎児玉教育長

それでは、前会議録の承認でございますが、皆様のお手元に令和3年2月と3月の定例教育委員会及び3月臨時教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、各委員に署名をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議録の署名委員は、都城市教育委員会会議等に関する規則第 15 条の規定により、赤松 委員、岡村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

9 教育長報告

◎児玉教育長

続きまして、教育長報告でございますけれども、その前に、先月の3月定例市議会におきまして、私と 赤松委員が議会の同意を得まして、再任されることとなりました。私から一言、その後、赤松委員から一 言いただきたいと思っております。

私の任期は、皆様方と違って3年という任期でございまして、3年間走り続けてまいりましたけれども、本当にその間、教育委員の先生方には助言、そして、ご協力をいただいたと思って、感謝しております。 今後また3年間に向けまして、一生懸命取り組んでいきたいと思います。市民の幸せのため、子供たちの幸せのために、頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、赤松委員、よろしくお願いします。

○赤松委員

教育委員3期目を迎えることになりました赤松です。特に能力的にどうこうというものは何にもないのですけれども、都城市の子供たちをはじめ、教育行政の全てに関してお役に立つべく一生懸命頑張るというそういう情熱だけは持ち合わせているつもりです。どうぞ、今後ともよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、改めまして教育長報告でございます。

ここで、議事の一部を非公開にすることについての発議をさせていただきます。

教育長報告事項の中の生徒指導状況報告の虐待案件につきまして、2件あるのですけれども、それにつきましては、かなりプライバシーに触れることになりますので、その間、録音を、それから非公開としたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎児玉教育長

異議なしということでございますので、生徒指導状況報告の虐待案件につきましては、非公開とすることに決します。

それでは、教育長報告を行います。

まず、1番の報道から、学校地域の頑張りとしまして、今は4月なのですけれども、2月からの事案になります。吉之元の手作りリンクの話が出ておりますが、2か月ぐらい前の2月19日に、この吉之元はマイナス5度を記録をいたしまして、その極寒の中、PTAが、コンクリートが敷いてあるのですが、その上に水を何度も何度もかけて、厚さ5ミリ程度だったそうですけれども、リンクを作っております。写真に出ていますように、非常に子供たちが喜んで、このリンクを活用しているようでございます。また、時の風物詩として、必ず新聞に載るようになってございます。

また、同じく、2月19日だったと思います。安久小学校が修学旅行の代替といたしまして、五ヶ瀬ハイランドスキー場に行ったというのがございました。この時は、非常に質のいい雪で、子供たちも本当に楽しく、ほとんどの子が初めてスキーをする子たちだったそうですけれども、怪我もなく無事に帰ってきました。修学旅行という形で今年はコロナ禍ということもあり、小学校はほぼ県内に行き先を変えて実施することができたわけなのですけれども、中学校の大半はもう中止と、特に大きな学校は子供たちを輸送する手段がなかなかできないので、中止という形になりました。また、延期を考えている学校も中にはありますので、情勢を見ながら、また学校と一緒に考えていきたいと思っております。

もう1点でございますけれども、高崎麓小学校でございますが、日向前田駅を全校生徒で清掃をしたというのがございました。全校生徒は23人、昨年度の話なので23人でございますけれども、ちょうど学校の真裏というか、真上にあたるのですけれども、日向前田駅というのが学校の上にあるそうです。そこの清掃をしていただいたということでございます。このホームが大体60メートルほどのホームだそうですけれども、一生懸命子供たちが掃除をし、低学年は駅のちょうど入口にあたるところにパンジーを植えてあげたりとか、色々しているというようなことでございました。これは、地域のために何ができるかということを思い描き、昨年度からやっているということでございました。非常にコミュニティスクールとしての都城市の内容を体現している、そういうような状況だと思います。また、色々とそこには記事の内容が書いてありますけれども、何度も表彰された子供たちとか色々おりまして、そういう方々の活躍のところでございます。

その中でも、4の記号のところをご覧ください。泉ヶ丘高校の夜間、菊池さんと大久保さん、このお二

人がふるさと育成協議会の初の卒業生となりましたということでございます。このお二人は、それぞれ市内の企業で働きながら定時制に通っていただいたということで、その間の生活費等を企業が面倒をみると、お給料として。そして、定時制に通うということでございました。

就業した二人のうち、市内の建設会社の清水組に働いていらっしゃった菊池さんは、4年間頑張っていただいて、そして、卒業を迎えたわけでございます。菊池さんによると、引き続き同じ会社に勤めたいと考えているそうです。それから、市内の電気工事会社九南に勤務をしていた大久保さんですけれども、彼は夜間ですけれども、3年間で単位を取り切って、そして、卒業をするという形になりました。彼の場合は、一度退職して、西都市の県立産業技術専門学校に進んで、電気系の技術を身につけてから同社に戻る予定という形になっているようでございます。大変きつい思いをしながらもよく頑張ったなと思います。ついに初の卒業生が出たということでございます。ちなみに、本年でございますけれども、お二人、男子中学生が本市の大淀開発とスーパー大浦、それぞれに就職をしながら、また泉ヶ丘高校の夜間部に通うという形になっているようでございます。

以上でございます。

それでは、裏面のほうにいきたいと思います。

3月議会ということで、3月議会でございますけれども、珍しく教育委員会の質問が少なくて、びっくりするぐらい少なくて、いつもの3分の1程度しかなかったですけれども、その分色々な案件が山積みであるということだと思いますけれども、その中でも、抜粋して持ってきた話題がございます。

まず、給食費公会計化の児童手当からの引落しの手続き等を推進しないかというような話でございました。これにつきましては、児童手当からの引落しは、保護者の利便性が向上するということが図られることから、その手続きの周知をしていくのですが、実は、所管課でありますこども課の窓口に行ってもらわないと出来ないことなのです。そのため、ここから引いてくださいというふうに行ってもらった方はその対応ができるのですけれども、そうではない方は、給食費の徴収自体が原則口座振替に来年度からなるわけでございますので、これまでのPTA 役員等における個別の訪問とか、徴収とか、そういうもののはなくなるわけです。その口座に児童手当の口座を充てれば、同じような効果が得られるのではないかというような答弁をしております。

続きまして、統合型校務支援システムの導入についてでございます。

導入時の混乱とか、教職員の負担はないのかというのが大まかな指標でございました。教職員の負担軽減についてでございますけれども、これも何回かこの場でもお話ししたことでありますが、児童生徒の名前、この名簿を一回入力していただけると、あとは自動でそれを生成する地区の名簿ができたりとか、学級の名簿ができたり、学年の名簿ができたりするというそういうメリットがございます。

また、通知票や指導要録などの成績管理業務等がありまして、これにつきましては、テストで得た点数、 得点や学習の様子などを記録することによって、成績を自動的に集計するとともに、蓄積した情報を基に 通知票や指導要録のいわゆる所見と言われる場所、そういうものをデジタルで生成することができるとい うようなことがあります。

議員からは、管理等を担当する人材はどうなっているのかという御質問がありました。それにつきましては、進級、進学及び転校による更新作業等の運用につきましては、各学校でシステム担当者を指定し、このシステム担当者を教諭があたります。担当者を中心に運用するということです。それでも、県教育委員会が用意しますヘルプディスクというものを利用することで、素早い対応が可能となりますということを伺っておりますので、こういうようなものを活用しながら進めていきたいと思いますが、実は、他市町村の情報を聞きますと、もう混乱が始まっているようでございまして、一番の混乱は、学校にこういうシステムを入れ込む時に、最初の設定をするコンピュータは一台しかないのだそうです。どういうことかと

言うと、権限を持っているコンピュータは一台しかないと。その権限を持たせたコンピュータが、これもやっていい、これもやっていいというふうにやっていくと、権限が広がるのだそうですけれども、そこで、 幾らやってもできないというようなお問合わせとかが散々届いているのだそうです。

都城市の場合は、そういう混乱を避けるためにも、夏休み中に稼働のテストをずっとやりまして、そして、本格稼働を9月にしています。今はもうとにかく、一人一台の端末をどのように使わせるかということに集中してもらおうというふうにして、この時期をずらしております。ですので、実際にこういう名簿、名前の登録とかそういうものも夏休み中にやっていただこうと、この春休み中にどの学校も今、必死で他市町村はやっているそうでございますけれども、そこは少し間を置いて進みたいと思っております。

そして、その効果なのですが、既に同じシステムを導入している大阪市内の学校における成果がありまして、1日の業務量が導入1年目では、平均して教頭が34分、学級担任が42分の削減ができているというふうに知らされています。さらに、2年目になりますと、教頭は57分、学級担任は56分の削減ができていて、2年目以降は、業務時間がもっと多く削減できていることが報告されているということで、これはシステムに対する慣れだと思いますけれども、1日に1時間短くなったら、本当に素晴らしいことだなというふうに思っているところでございます。そういうようなレベルまでしていきたいと、押し上げていきたいというふうに思っております。現在の予定では、校務支援用のICT環境を6月までに整備をし、7、8月の2か月間を試用期間として設けて、先ほど申しましたように、9月からの本格稼働を予定しております。活用研修というものを夏季休業中に行います。

なお、システム運用に必要な児童生徒の名簿作成等については、データ入力の取決めを周知し、学校の 混乱を招かないよう導入業者と連携をしていきたいと考えております。教職員の負担がなるべく大きくな らないように、ゆとりを持った計画にしたいと考えています。

続いて、児童生徒の端末の導入状況についてでございます。

令和3年6月までには全小中学校への導入を完成する予定でございます。これは、まずは、世界的な液晶パネル不足もあるのですが、本市の場合は他市と違いまして、一台一台にフルーライト軽減フィルムを貼りつけるという作業を行っています。この作業がことのほか時間がかかるらしくて、業者が悲鳴を上げている状況です。ですので、6月にはどの学校にも行き渡りますけれども、少々待ってくださいという学校が存在するということでございます。

今後どのようなスケジュールで、学習・学校がその端末が来ることによって変化していくのかという御質問がありました。国は、GIGA スクール構想の実現に向けて、学習のイメージについて3段階に指標を示しているというふうに、この質問の方がおっしゃっていまして、都城市はどういうふうな形で進んでいくのかということでございました。本市では、国の示す指標のさらに前の段階、そして、ステップゼロ段階を位置づけております。

まずは、児童生徒や教職員が日常的にパソコンに触れることを想定しております。例えば、児童生徒が毎日自分用のパソコンを立ち上げて、クラウドにログインする。自分の健康状態を入力したり、教科書のQRコードを読み取ったり、学習動画を視聴するとした基本的なパソコン自体に備わっている機能を使った活用でございます。合わせて、授業におけるパソコン使用のルールにかかる指導を徹底していく。ここがやはり一番重要なことだと思います。他市町村では、メールを開放してしまったら、大変なメールがやりとりされていたとか、誹謗中傷も含めた上で、そういうようなこともあったというようなことがありますので、ルールをしっかりと指導していく。小学校4年生以上では、操作の基本であるキーボードで文字を入力するスキルを高める機会を設けていくということで、実際に、テストパターンとして、一人一台端末の環境になっている学校が8校ございます。その8校につきまして、実際にやってみたところ、最初は、入力に手間がかかって授業にならないということなのです。文字入力に関わって授業にならない、授業が

前に進まないというようなことがありました。

そこで、キーボード入力の練習をすべきだということで、先行して研究を進めている本市の6年生の学級なのですけれども、3か月間、キーボードの文字入力のスピードを上げるための、スキルアップのためのそういうゲーム形式のものなのですけれども、それを扱ったところ、3か月間で高校生のレベルを上回ったのです。子供たちにとっては、そんなに難しいことではなく、それが習得できれば、授業も見ましたけれども、スムーズにいっているようでございます。そういうところがゼロ段階として、必ず必要なのかなと思っているところでございます。

ここまでで何かご質問とかありましたら、よろしかったでしょうか。

それでは、生徒指導状況報告にまいります。

非行等の問題行動は、小学校1件、中学校はありませんでした。

この小学校1件というのは、住居侵入、窃盗という形で、言葉としては大きいのですけれども、実は、小学校1年生から3年生までの数人が、家の近くに秘密基地を作って、その基地を作るために、その家の庭石や煉瓦やダンボールなどを勝手に持ち出して作っていたというような事案でございます。あまりにもひどいので、何回か注意をしたのだそうですけれども、ひどいので警察に連絡をこの家主の方が入れられたところ、保護者も警察から連絡が行き、当該児童とともに持ち主の家に謝罪に行っております。警察のほうも、この頃は子供だからというわけではなく、都城警察署の生活安全課、俗に言う生安課ですけれども、ここに出向いてもらって指導をきちんとしていただいたということでございます。警察のほうも今協力態勢がよくて、このような形にしていただいております。

続いて、不登校傾向でございます。

不登校傾向は、小学校が 63 名、そして、中学校が 157 名、これは2月までの話なので、3月になると もうちょっと出るとは思いますけれども、新規の部分で見ますと、このグラフのように、小学校では平成 30 年度のレベルで何とか落ち着いている。落ち着いていると言うよりも、抑え込んだという形です。それ から、中学校の場合は、ここ4年間で一番低かった平成30年度のレベルに何とか持っていってくださっ ている。これは学校の努力もあるとは思います。他市の状況を県内、そして、日本中の状況を見ますと、 どこもこれが増えてしまっているという状況です。ただ、実際にこの人数がいるということは、非常に頭 の中に置いておかないといけないことなので、この子たちへの対応もしっかりとしていかなければならな いと、今年度はそういうような形で、不登校が一つの大きなテーマになるのではないかと思っております。 続きまして、交通事故でございます。小学校2件、中学校3件ありまして、小学校の場合は、軽い接触 でございまして、今まで打撲とか、擦過傷、そういうような部分でいたのですが、中学校のお一人は、2 月中旬に3時半ぐらいにマックスバリュの裏というようなところで、割と車の通りが裏通りですので少な かったのですが、そこときに自転車と車と接触して倒れて、そして、最終的には足首の捻挫という形にな ったのですが、実はこの子、不登校でございまして、その当時、私服で自分の自転車で出ていたというよ うな状況で、ヘルメットを被っていないという状況でございました。やはり、色々な形でこういうふうに 出てきてしまうのかなと、3時半と言えば、学校が終わるか終らないかの状況の時間帯ですので、そうい う時間帯にそういうところに出歩いていたということも一つ要因としてあります。

続きまして、いじめでございます。いじめにつきましては、解消率でございます。解消率のほうは、小学校が92.9%、中学校が83.9%と上ってきておりますが、3月が勝負の時でしたので、3月の状況が今集まりつつあるところでございます。解消率を高めていただいたのではないかと期待をしているところでございます。

また、報告事案として、小学校が1件上がっておりますけれども、この報告事案につきましては、実は12月に、この子のランドセル、小学校5年生です、ランドセルがつつかれた跡があったというような事案

があって、今回、理科の教科書の表紙右上をはさみで切られた跡があるというようなことで、もしかするとこれは重大な事案になる可能性があるということで、学校も非常に注意をしまして、毎日、その子への声かけ等を進めておりましたところ、3月、変わりなく毎日登校できたということでございます。今度6年生になっておりますので、また、新学期が始まってから声かけを続けていくということでございました。不審者、声かけ事案は、2月はありませんでしたが、3月が非常に多かったように思います。警察のメールがかなり飛び込んできておりましたので、またこれは来月報告をさせていただきたいと思います。

それでは、2件の虐待案件についてお話をしていきたいと思いますので、ここからは非公開といたしたいと思います。

[オフレコ]

それでは、教育長報告を終了させていただきます。

10 議 事

【報告第11号、報告第12号】

◎児玉教育長

それでは議事に入ります。

本日の付議事件は、報告13件、議案4件でございます。

まず、報告第11号及び第12号を高城地域振興課から説明をお願いしたいと思います。

大変お待たせしました。それでは、報告第 11 号及び第 12 号をご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

●園田高城地域振興課長

高城総合支所地域振興課長の園田です。岩崎です。よろしくお願いします。

それでは、報告第11号 臨時代理した事務の報告及び承認、幼稚園園長、副園長の任命及び発令について、ご説明申し上げます。

都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務員規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり臨時代理 しましたので、同条の規定に基づき報告し、その承認を求めるものです。資料の臨時代理書をご覧くださ い。

市内には、高城地区のみ公立幼稚園が3園あります。5歳児、年長さんを対象とした教育を行っておりますが、この公立幼稚園は、小学校敷地内に併設されておりまして、3園ともに校長先生に園長を、教頭先生に副園長を兼任していただいております。今回、変更がありましたのは、有水幼稚園、今村千登志園長でございまして、ほかは昨年度に引き続きとなります。

なお、令和3年度の入園児童は、高城幼稚園で18名、石山幼稚園で10名、有水幼稚園で4名ということで、計32人となっております。

以上です。

次に、報告第 12 号 都城市高城郷土資料館企画展「お城で端午」の開催要項の制定について、ご説明申し上げます。

男児の健やかな成長を祈願する端午の節句にちなみ、高城郷土資料館敷地内に鯉のぼりを飾り、五月人形や北郷資忠公にまつわる鎧兜のレプリカを資料館内に展示します。また、近隣にあります幼稚園、保育園等へ、端午の節句にちなんだ絵画等の作品も募集し、展示しまして、郷土資料館の PR 及び入場促進を図ることを目的として、実施するものであります。

展示期間は、令和3年4月29日木曜日から5月16日日曜日まで、出品にかかる費用は無料です。展示

室の観覧には、別途入館料が必要になります。期間中は資料館内に鎧兜の顔だしパネルと子供が着用できる兜を常設し、来場者、子供たちが自由に撮影を楽しめるように撮影ブースを設けます。

以上で、報告第 11 号、12 号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。 ◎児玉教育長

ありがとうございました。それでは、報告第 11 号及び報告第 12 号につきまして、ご質問等がありましたらよろしくお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしかったでしょうか。

有水の話はいいですね。

ありがとうございました。

それでは、報告第11号及び12号を承認いたします。どうかよろしくお願いいたします。

●園田高城地域振興課長

ありがとうございました。

【議案第1号】

◎児玉教育長

それでは、議案第1号を文化財課長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

●桑畑文化財課長

よろしくお願いします。文化財課の桑畑でございます。

それでは、議案第1号 都城市指定文化財の指定について、検討させていただいております物件調書一覧表写真に基づいて、ご説明させていただきます。

今回、指定しようと考えている文化財は、有形文化財の千足神社の神像群であります。一覧表と写真にお示ししております 36 躯が指定候補になります。文化財保護審議会の諮問にかかる一月の定例教育委員会のご説明と重複しますが、その内訳は、平安時代末期から鎌倉時代の神像が 2 躯、南北朝時代から室町時代の神像が 9 躯、江戸時代の神像が 25 躯でございます。材質は、クスノキやヒノキが大半で、形態は座った形の坐像が主体となります。中には、墨書によって、制作年代や制作者の名前が記載されたものもあります。例えば、慶長 19 年の神像、これは、一覧表と写真のNo.10、写真の 1 枚目の一番左下のほうに掲載しておりますが、それをご覧ください。この神像の背中には、「延寿坊実成」という作者名が書かれています。この名前は、都城島津家の資料中に度々登場する人物の名前で、都城地域の優れた彫刻師だったことが記されています。

この案件について、2月 15 日に文化財保護審議会に諮問したところ、千足神社に保有されている神像の多さは、都城市内の神社の中でも特筆されることに加え、全国的に見ても平安時代から江戸時代までの神像の制作技法や様式の変遷を知る上で重要であり、市指定にふさわしいとの答申をいただきました。これを受けまして、都城市文化財の指定に関する基準の中の工芸史上重要と認められるもの、さらには、流派的特色または地域的特色において顕著なものに該当するということで、都城市文化財保護条例第5条の規定に基づき、市指定文化財として指定することをお願いするものでございます。

なお、本神像群は、千足神社の所有になりますが、指定することについて、3月 16 日付で神社の代表者から同意を得ております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

議案第1号につきまして、ご質問等ありましたら、よろしくお願いしたいと思います。

○赤松委員

素晴らしい有形文化財が残っていると思って、写真を見せていただきました。残されている文化財一つひとつが非常に魅力的な表情をしているなと感じました。市の宝物を大事な宝物として指定され、保護されるということは非常に素晴らしいことだと思います。

◎児玉教育長

ほかにございませんでしょうか。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

指定については、本当に素晴らしいことなのですが、指定された後の保管とか、展示とか、そういうと ころについて何かありましたら、教えてください。お願いします。

●桑畑文化財課長

それでは、今後のことで大事なことをご質問いただきまして、ありがとうございます。

合計 36 躯という神像でございますが、そのうちの6躯については、既に、一昨年度、神社の代表の方から申し出がありまして、都城市教育委員会に寄託をされております。寄託ですので、うちの文化財課の旧図書館の1階の収蔵庫で大事に保管をさせていただいております。それ以外の 30 躯ございますが、神社の社殿の中に二重の鍵がかかったスペースに保管をされて、地元の大切な神様ということで、地元の方が大切に保存をしております。

以上です。

○岡村委員

今後、公開される予定はございますか。

●桑畑文化財課長

公開については、今後、歴史資料館等の企画展において展示をする計画を持っております。これについても、神社の代表者に承諾を得た上で行う予定です。

以上です。

○岡村委員

ありがとうございます。楽しみにしております。

◎児玉教育長

ほかにございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、議案第1号を承認いたします。どうかよろしくお願いいたします。

●桑畑文化財課長

ありがとうございました。

【報告第 10 号】

◎児玉教育長

それでは、報告第10号を都城島津邸館長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●山下都城島津邸館長

都城島津邸の山下です。今年度も引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、報告第10号 都城島津邸さつき展開催要項の制定についてをご説明いたします。

まず、開催のねらいですが、例年同様、都城さつき盆栽友人会会員の皆様が丹精込めて育てたさつきや

山野草、約 40 鉢を都城島津邸本宅を会場に飾りつけ、さつきの魅力と歴史的風情のある本宅とをあわせてご観覧いただくことで、入館者増を図ることを目的とするものでございます。開催日時ですけれども、5月 20 日木曜日から5月 23 日の開館日、時間は、島津邸の開館時間である午前9時から午後5時までとなっております。なお、最終日は片づけの関係から、午後3時までとしております。

昨年度の展示の様子を撮影した写真を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、料金ですけれども、料金は本宅観覧料として、小学生以上 110 円としております。このさつき展は、平成 28 年度より開催しており、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止したことから、今年で4回目となります。過去のさつき展開催期間4日間の本宅来館者の実績ですが、平成 30 年度が 578人、平成 30 年度が 578人、1日平均に直しますと、145人です。それから、令和元年度が 576人で1日平均が 144人となります。1日当たりの本宅入館者数の年平均が、平成 30年度が 91人、令和元年度が 59人と比較しても、イベント実施の効果が分かるかと思います。コロナの状況を考慮しますと、入館者増はまだまだ厳しい状況だと思います。感染症対策に努めなら、できる限り多くの人に観覧いただくために、市の広報のほか、ホームページ、インスタグラム、フェイスブックなどの SNS を積極的に活用しながら、広報に努めてまいりたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第 10 号につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第10号を承認したいと思います。よろしくお願いいたします。

●山下都城島津邸館長

どうもありがとうございました。

【報告第8号、報告第9号、議案第2号、議案第3号】

◎児玉教育長

それでは、報告第8号、報告第9号、議案第2号及び議案第3号を美術館館長からご説明いただきます。 よろしくお願いします。

●武田美術館長

美術館でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、報告2点、議案2点でございます。

まず、報告第8号 令和2年度都城市立美術館作品収集委員会の答申についてでございます。

1月の定例教育委員会において、作品収集委員会に意見を求めることをご承認いただきました。竹之下信成の作と伝わる「和田合戦図屛風」と大野重幸の「のどか」、小山田秋甫の「虎図」、黒木アヤ子の「遊」の計4点について、3月22日に作品収集委員会を開催し、諮問した結果をご報告いたします。

それでは、別紙の所見一覧をご覧ください。

所見一覧にございますとおり、「和田合戦図屛風」「のどか」「虎図」「ゆう」の4点とも3名の先生方、いずれも収集可ということで、答申をいただきました。ただ、「虎図」に関しましては、状態が今ひとつ良くないということで、修復を期待するとのご意見が出ておりますので、修復できるように努力をしていきたいと考えております。それぞれの作品につきましては、関連資料として、画像を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、報告第9号と議案第3号は関連がございますので、あわせてご説明させていただきます。 まず、報告第9号の令和3年度特別展「木梨憲武展」の開催要項の制定についてでございます。

別紙をご覧ください。サブタイトルが「Timing ―瞬間の光り―」となっております。タレントとして活躍する一方、作家としても絵本や本の表紙、CD ジャケット等を手掛け、各地で個展を開催しておられます木梨憲武氏の絵画、オブジェ等約 150 点を紹介するものです。趣旨の7行目にもありますとおり、未就学児を連れたファミリーや学生、ご年配まで幅広い世代が来場されるのが特徴で、また、会場ごとに展示方法を変えており、これまでにご覧になった方も、今回初めてご覧になる方にもお楽しみいただける展覧会になるものと考えております。

会期は、7月 10 日土曜日から8月 22 日日曜日まででございます。休館日は月曜日となっております。 休館日が祝日の場合は、翌日が休館日になります。時間につきましては、午前9時から午後5時まで、展示室入場は4時半までとさせていただきます。会場は、都城市立美術館で行います。主催についてでございますが、実行委員会と都城市となっておりますが、誠に申し訳ございませんが、テレビ宮崎と都城市に訂正をお願いいたします。今回は、UMK テレビ宮崎と実行委員会を組織して準備を進めてまいりたいと思います。協賛、後援、特別協力、企画制作については、ここに記されているとおりでございます。

10の観覧料につきましては、後ほど議案第3号で説明をさせていただきます。

次に、7月9日金曜日、午後 14 時となっておりますが、2時に訂正をお願いいたします。午後2時から開会式を予定しております。木梨氏が参加する場合が考えられますので、若干の時間に変更があるかもしれませんが、委員の皆様には案内状を送らせていただきますので、予算の都合で旅費のほうはございませんが、よろしければご参加いただければありがたいと思います。

最後に、※にあるように、新型コロナウイルス感染症の対策は万全を期したいと思っております。 それでは、議案第3号の特別観覧料についてご説明をいたします。

別紙をご覧ください。

一般の当日券が1,200円、高校生・大学生が700円、中学生が500円でございます。

次に、割引でございますが、前売り、20名以上の団体は200円引きとなり、一般が1,000円、高校生・大学生が500円、中学生が300円となっております。また、前売りのみでございますが、一般ペア券1,800円としたいと考えております。

次に、小学生以下、障害者手帳保持者及びその介護者1名の方を無料にいたしたいと考えております。 ただし、小学生以下については、保護者同伴に限るということにいたします。

以上が、特別展関連の説明でございます。

最後に、議案第2号 都城市立美術館規則の一部を改正する規則についてでございます。

まず、制定理由をご覧ください。この規則改正の主な理由は、都城市教育委員会の組織及び事務分掌等に関する規則の第7条に、「教育機関の内部組織、文書事務及び職名等については、当該教育機関に関する法令及び条例並びに他の教育委員会規則等の定めるところによる」とありますが、都城市立美術館規則に、分掌事務に関する規定がなく、分掌事務の規定を設けるために規則の一部改正を行うものです。また、職名について新たに主任主事を追加し、各条文の文言を修正するものです。

では、具体的にご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条でございますが、及びの前に「主任主事」を追加しております。

次に、分掌事務の規定として、1号から9号を掲げ、これを第4条といたしました。これに伴い、従来の第4条から第15条を1条ずつ繰り下げております。それぞれの条文の文言を整えるために、改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる下線で示しておりますとおり、字句等の改正をしております。特に、改正箇所が数箇所にわたっている繰り下げた第9条、第10条第2項、第14条第2項は、条文全体を改正

し、第 15 条に第2項を新たに加えております。また、条文の繰下げに伴い、様式1号から9号の関係条文等を改めております。

以上、報告2件、議案2件の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

報告第8号、第9号、議案第2号及び第3号につきまして、ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○濵田委員

ご説明ありがとうございました。

報告第9号の木梨憲武展ですが、8番の特別協力にコッカとあります。このコッカは何を意味するのですか。

●武田美術館長

コッカは、木梨憲武さんが所属する事務所でございます。

○濵田委員

事務所名、固有名詞ですね。分かりました。

妖精という意味で使っているような気がしたのですけれども。

●武田美術館長

絵本のタイトルとしてもコッカを使っていらっしゃるみたいです。

○濵田委員

そうですか。ここでは事務所を意味するということですね。分かりました。ありがとうございます。

◎児玉教育長

ほかにございませんか。

○中原委員

美術鑑賞というわけではないのですが、議案第3号に関わります報告第9号の説明の 10 番、観覧料のところなのですが、夏休み期間というのもあるのですが、ご提案といいますか、白雲小中学校にいる学生なども、保護者同伴といいますか、そうしたものはかなわないのか。児童生徒も見れるような無料の対象者の中に、何かひと枠設けれないものかなと、思いつきで大変恐縮なのですけれども、そうしたことも思ったところであります。ほかのそうした障がい者の対応というのもはあるのですけれども、非常に取扱いが難しいかもしれませんけれども、同じ小学校、中学校ということなのですが、そうしたことも夏休みの期間中で、おそらく地元と言いますか、帰れず、暇を持て余しているような児童生徒が、この期間中にその児童生徒がいるかいないかも分かりませんけれども、そうしたときに何か配慮していって、何か刺激を与えてあげるすべがあればなと思いましたので、何かそういうご意向いただければなと思ったところでございます。

●武田美術館長

大変貴重な意見、ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い します。

◎児玉教育長

この要項の中に白雲小中学校という名前が入らないほうがいいと思うので、何か特別に許可をする者とか、教育長なり、市長なりというような文言でいっていただくといいかなというふうに思います。ぜひとも本当に、家には帰っていませんので、休み中もあの子たちは、ぜひともそういうようなほうで、連れて来ていただけるとありがたいなと思います。よろしくお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告第8号、第9号、議案第2号及び第3号を承認いたします。どうかよろしくお願いいた します。

●武田美術館長

ありがとうございました。

【報告第6号、報告第7号】

◎児玉教育長

それでは、報告第6号及び第7号を学校教育課長からご説明いただきます。

●深江学校教育課長

それでは、学校教育課報告事項につきまして、ご説明いたします。

報告第6号 臨時代理した事務の報告と承認について、令和3年度の事務主任について、別紙のとおり発令するものです。

学校教育法施行規則第 22 条の5により、「事務主任は校長の監督を受け、事務を司る」と規定され、事務主任の発令につきましては、都城市学校運営管理規則第 44 条第3項の規定に基づき、当該学校の事務職員の中から、教育委員会が命ずることとなっております。

続きまして、報告第7号 臨時代理した事務の報告と承認について、本年度小規模特認校制度を利用した入学、転入学の児童生徒については、別紙のとおりです。なお、本市の小規模特認校は、夏尾小学校、夏尾中学校、笛水小中学校となっております。

以上で、学校教育課の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

報告第6号及び第7号につきましては、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、報告第6号及び第7号を承認いたします。ありがとうございました。

●深江学校教育課長

ありがとうございました。

◎児玉教育長

ここで、10 分間の休息に入りたいと思います。再開が3時過ぎですね、一応5分をめどに再開したいと 思います。どうかよろしくお願いします。

[休憩]

【報告第1号、報告第2号、報告第5号、報告第13号、議案第4号】

◎児玉教育長

それでは、休憩前に引き続き議事を進めてまいります。

報告第1号、第2号、第5号、第13号及び議案第4号を教育総務課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●大田教育総務課長

教育総務課です。

まず初めに、今回、人事異動で事務局のメンバーが一部変わりました。総括担当の山崎主任主事が異動

になりまして、後任として、瀬之口主査に変わりました。本日は、所要で欠席ですので、次回の定例教育 委員会で紹介させていただきます。その他の職員は、昨年度からの継続となります。本年度も1年間どう ぞよろしくお願いいたします。

それでは、教育総務課からの報告に入りたいと思います。

まず初めに、報告第1号 臨時代理した事務の報告及び承認について、教育委員会事務局定期人事異動 について、ご説明いたします。

資料をめくっていただきまして、A3の表をご覧ください。教育委員会事務局の定期人事異動につきましては、今回、転入者 25 名、うち新規採用が6名となっております。転出者は27 名、うち4名が退職者となっております。また、下の欄に掲載しております副主幹以上の内部昇任者は4名で、学校教育課の細山田副主幹が副課長に、生涯学習課の新村副課長が課長に昇任しております。

次のページをご覧ください。課ごとの総括表になっております。職員の状況といたしましては、左下に合計を書いておりますが、令和2年度が98名、令和3年度が96名と、2名の減になっております。減になりました理由は、生涯学習課が定数の見直しにより1名減、小・中学校の技術員は定数原理はございませんが、退職に伴う新たな配置をすることが困難であったため、本年度は会計年度任用職員で対応することとなったものです。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

次に、報告第2号 臨時代理した事務の報告及び承認について、教育委員会顧問の委嘱についてご説明 いたします。

次のページをご覧ください。

教育委員会顧問につきましては、平成 30 年4月1日から本市の学力向上の施策の具現化に向けて、本市の学力調査分析、市採用の算数少人数指導非常勤講師の指導力向上、他機関との連携による調査研究等を行うために新たに教育委員会内に設置しております。特別職に属する非常勤嘱託職員である顧問の雇用期間は、都城市教育委員会顧問の設置に関する基準により、原則3年、1年毎の更新となっております。黒木顧問につきましては、令和2年度末で3年を経過したところですが、令和3年度も前年度に引き続き顧問をお願いし、委嘱したところです。なお、黒木顧問の任期は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となっております。

次に、報告第5号 専決処分した事務について、令和3年3月31日失効の補助金交付要項の制定について説明いたします。

次のページをご覧ください。

本市におきましては、補助金等を交付する場合は、都城市補助金等交付規則に基づき処理を行っておりますが、補助金の種類に応じて、別途決裁にて有効期限を明示した補助金交付要項を定めることになっております。有効期限は、特に、事業期間の定めのないものについては3年で失効となり、事業が継続する場合は改めて要綱を定めることとなっております。

今回、教育委員会で定めております補助金のうち、表にあります8つの補助金が令和3年3月31日に 失効しておりますが、令和3年度以降も事業を継続するため、改めて令和3年4月1日から3年間の要綱 を制定したものであります。なお、制定する際、文言の修正や既に補助対象外となった団体等については 削除を行っております。

次に、報告第13号 教育長職務代理者の指名について、ご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第2項の規定で、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと規定されています。この規定に基づき、都城市教育委員会教育長の職務代理者を令和3年4月1日付で、赤松國吉教育委員に指名いたしま

したので、報告いたします。

次に、議案第4号 都城市健康づくり推進協議会委員の推薦について、ご説明いたします。

本日追加でお配りした資料ですが、推薦委員の氏名の欄が空白でございますが、この委員会の協議の中で推薦者を決定させていただきたいと考えております。

現在、各委員が就任されています各種審議会等の委員等につきましては、次ページをご覧ください。都城市健康づくり推進協議会は、市民の健康づくり対策を審議し、その推進を図るために設置しているものでございます。委員の定数は 20 人以内、任期は2年となっております。今回、令和3年4月1日から令和5年3月 31 日までの期間での推薦依頼がございました。現在の教育委員の皆様の就任状況を鑑み、事務局案としましては、継続いたしまして、赤松國吉教育委員を推薦させていただきたいと考えております。以上で、議案第4号の説明を終わります。

以上で、教育総務課の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

ではまず、議案第4号につきまして、お諮りいたします。

事務局からの提案で、赤松委員が都城市健康づくり推進協議会の委員に推薦するという形ですが、そういう方向でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

では、赤松委員よろしくお願いいたします。

○赤松委員

よろしくお願いします。

◎児玉教育長

では、議案第4号以外で、報告第1号、第2号、第5号、第13号につきまして、ご質問ありましたらよろしくお願いいたします。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

報告第5号の中のPTA雇用職員補助金交付要綱ということで、ご質問させてください。

2ページの第2条、交付対象となる補助対象者等は次のとおりであるということで、この表の中の、補助対象経費というところの3行目、宮崎県最低賃金額を上回っていることというのが書いてあるのですが、これにつきましては、各学校で雇用されている職員について、最低賃金等の調査とかはされていらっしゃるのでしょうか。

●大田教育総務課長

昨年度から、最低賃金を上回っての支給をお願いをしておりまして、要綱には反映していなかったのですけれども、それぞれ、雇用契約書等を提出いただきますので、それぞれの学校で雇用時間とか、日数とかは異なりますけれども、雇用契約書などを確認して、最低賃金を上回っているということを確認しております。

○岡村委員

分かりました。本当にありがたいことだなと思いまして、全学校の中のPTA雇用職員の方々が、一律基本を超える形で配慮されているのは素晴らしいとことだと思いました。どうかよろしくお願いいたします。 ②児玉教育長

ありがとうございます。

実際、以前には、もう学校ぐるみ、時給がばらばらだったという時期がありまして、非常に心配したと

ころなのですが、このようにしていただいて、安心して雇用ができると思います。ありがとうございます。 ほかにございませんでしょうか。

○濵田委員

交付金要覧一覧の5番目の都城市スポーツ関係団体等運営補助金交付要綱、スポーツ振興課が所管の課だと思いますが、これのです。1から4の制度改廃の概要で、① 小学校体育連盟運営補助金、そして、スポーツ推進委員会協議会運営補助金等、4つあるわけですが、中学校関係はないのかなと思って、そこの理由を教えていただければと思います。

◎児玉教育長

では、私からよろしいですか。もちろん小学生とスポーツ推進委員は大人の世界です。体育協会が入りますが、名前が今度から変わります。スポーツ協会に変わりますので、ご承知おきください。というような形で、色々な幅があるのですが、中体連がなぜないかというと、中体連は中体連独自のお金を持っておりまして、中体連として所属すると県のほうに上納金を上げていかないといけません。その上納金によって、大会のときにはそこから補助金が入ってくるという形になります。中体連は独自のシステムがあって、組織があって、そちらのほうで賄っていると。そして、県のほうの補助金も入ってきます、その中に。

○濵田委員

それは、県なり、中体連から学校を通して何らかの補助がもらえるということですね。

◎児玉教育長

そうですね、大会を開いたときに大体補助金が県からいただけるようになっています。

○濵田委員

そうですか、分かりました。小学校があって、中学校がないというアンバランスが気になりました。

◎児玉教育長

小体連がそういう仕組みがないものですから、例えば、陸上教室を開くときのバス代とか、運営費とかいうものをやはり補助していかないと、なかなか成り立たないので。

○濵田委員

ありがとうございました。

◎児玉教育長

ほかにございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第1号、第2号、第5号、第13号及び議案第4号を承認いたします。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

●大田教育総務課長

ありがとうございました。

【報告第3号、報告第4号】

◎児玉教育長

引き続き、報告第3号と第4号を教育部長からご説明いただきます。よろしくお願いします。

●江藤教育部長

改めまして、1年間よろしくお願いします。着座にて説明させていただきます。

それでは、報告第3号及び報告第4号を一括してご説明いたします。

まずは、報告第3号 令和2年度3月補正予算追加につきまして説明します。

1枚目を開けていただきます。黄色の表がございます。教育委員会の歳入予算としまして、表の右側の

右から2列目の一番下でございます。2億 6,054 万円の増額。そして、歳出予算としまして、次のページをお開けください。同じく黄色の表がございます。右から2番目の列なのですけれども、こちらは上から5段目の2億 6,040 万8千円の増額をしております。これは、国の第三次補正予算の内示に伴い、所要の措置を講じるとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた体育施設の指定管理者に対し、指定管理料の増額を行うものでございます。

1枚、元に戻っていただきますか。右上に11ページと書いてあります歳入の3月補正をご覧ください。 学校教育課におきましては、小学校 ICT 化推進事業と中学校 ICT 化推進事業合わせて54万円の国庫補助増額があったものでございます。なお、歳出予算の補正はございません。内容は、一人一台パソコンの導入に際し、当初は令和元年5月1日現在の児童生徒数で国庫補助の交付決定がありましたが、それが1年後の令和2年5月1日現在の児童生徒数で変更の交付決定があったもので、18人分を追加決定いただきました。

裏面をご覧ください。スポーツ振興課におきましては、都城運動公園整備事業に国庫補助の増額がありましたので、補正予算2億6千万円の増額に対し、歳入予算としての上段の国庫支出金、下段の市債をそれぞれ1億3千万円増額したものでございます。内容は、令和3年度に実施予定であった体育館の解体工費を令和2年度に移し替え、その分を令和3年度に繰り越すというものです。解体工事自体の工程には変わりはございません。

次に、報告第4号 令和3年度一般会計補正予算につきまして、ご説明いたします。

こちらも黄色い表をご覧ください。教育委員会の歳入予算としまして、右から番号の一番下でございますが、2億4,700万円の減額をし、歳出予算として2億6千万円の減額をしております。

こちらが、次の次のページを見ていただいて、黄色の表の右から2列目の一番下、2億6千万円の減額をしております。これは、先にご説明いたしました国の第三次補正予算の内示に伴い、都城運動公園整備事業の一部を令和3年度予算から令和2年度予算へ移し替えたことによる事業費の減額とその財源の減額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

報告第3号、第4号につきまして、ご質問等ありましたらよろしくお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

令和2年度で使ったほうが、市としては非常に良くなる。何の関係でしたか、合併債でしたか。

●江藤教育部長

国の第三次補正で補助がついて、市債です。

◎児玉教育長

それを令和2年度で使うということが前提で、そして、繰り越すわけですね。というふうなお金上のやりとりですけれども、なるべく国の予算を使った形で運用したいというところで、こういうようなことをやっています。よろしかったでしょうか。

金額がぴたっと合っていないところがありますが、何で金額が違って、あっていないのか、2億6千万円のところが違う2億4,700万円、ここの金額のずれはどう説明をいただけますか。

●江藤教育部長

歳入のほうをそれぞれ見ていただいたときに、市債という借入れなのですけれども、これの3年度当初の市債は充当率というのがありまして、事業費の対象事業の90%を借入れをする予定でしたけれども、国の補正予算、2年度の予算に前倒ししたときに、充当率が100%に上がりました。補正予算という呼び方

ですが、充当率が 90%から 100%に上がりまして、しかも交付税措置もやや増えるというふうになって、 市債に乗換えております。補助金を引いた残りの 100%の借入れができて、さらにその返済元利償還に交 付税措置がございます。

◎児玉教育長

9割のところを満額そちらで賄うことができたので、金額に差ができたと。 よろしかったでしょうか。

○濵田委員

補正予算の黄色い紙は、補正予算だけを書いているのですか。

●江藤教育部長

そうです。

○濵田委員

そうですよね。例えば、高崎とか、山田とか、この額ではとてもじゃないけどやっていけないでしょうから、補正の額だけですね。

●江藤教育部長

右から3列目が補正前の額で、今回の補正、それの差引きで一番左側、最終的にはこうなりますという感じです。

○濵田委員

補正前の額というのは、3月の補正前に行われた補正の額ということですね。

●江藤教育部長

3列目の補正前額というのは、3月補正をする前の補正の額ということです。もしかすると、6月補正 もしたかもしれません。

○濵田委員

よく分かりました。ありがとうございます。

◎児玉教育長

ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告第3号、第4号を承認いたします。ありがとうございました。

●江藤教育部長

ありがとうございました。

11 その他

◎児玉教育長

では、その他に入ります。

各課からの連絡事項等はありますでしょうか。

●椎屋教育総務課主幹

私のほうから2点ほど、連絡いたします。

まず、本日、追加でお配りしているのですけれども、文字が小さいですが、令和2年度第1回都城市総合教育会議議事録というのをお配りしております。タイトルから間違っていますけれども、第2回ですけれども、これが総合政策課のほうが作成をした議事録でして、これを今から添削をお願いしたいということでございます。

この用紙のほうに記入をいただいたものを、また、お持ちいただくか、メールでも、委員の皆様のパソ

コンのほうにメールでもお送りしたいと思いますので、箇条修正をしていただければと思います。締切り を 4 月 23 日、金曜日とさせていただければと思います。

2点目なのですが、こちらの A4 の表裏に印刷をしております行事予定のほうをご覧いただければと思います。これが、4、5月ということで用意をしたところですけれども、6月4日まで実際は入っておりますが、こちらに蛍光ペンで色をつけておりますところを委員さん方が出会いただく行事となりますので、ご確認をしたいと思います。

まず、4月6日がここですね、委員会は終わりました。表の一番下になりますが、4月23日、金曜日午後1時半から15時40分まで、県庁本館2階のほうで、令和3年度市町村教育員会委員教育長会議が開催される予定となっておりますので、よろしくお願いします。また、コロナ等で開催を見送りとかいう連絡がありましたら、また、ご連絡をいたします。

裏面をご覧ください。

5月6日が5月の定例教育委員会となっております。時間は13時30分からです。

ちょっと戻りまして、裏面の一番上です、4月 26 日、月曜日、これは今、丸がついていませんけれども、総合政策課のほうが直接、出席のご案内があったところでしょうか。オリンピック聖火リレーの出発式のほうの出会もよろしくお願いいたします。

それから、一番下のほうを見まして、6月3日、この日が6月の定例教育委員会ということになっております。13時半からです。

続きまして、もう1枚別紙をお配りしたので、令和3年度の定例教育委員会の日程案を以前、2月定例教育委員会でお示ししていたのですが、1か所だけ日程の変更をお願いできないかと思っております。7月になりますけれども、7月7日、水曜日、この日は通常ですと13時30分からの開始を予定しておりましたが、10時からの開始にいたしたいと思います。その理由が、その紙の下のほうに書いておりますが、令和3年度第1回総合教育会議が、7月7日の13時半から開始ということで、予定が入ってまいりました。大変申し訳ないのですけれども、この日は午前中に定例教育委員会、その終盤のところで、午後の総合教育会議のテーマの打ち合せ等もさせていただきまして、午後13時半から総合教育会議ということで、日程の調整をお願いしたいと思います。

なお、この日はご提案なのですが、会議と会議の間を挟みまして、会場は別の広い部屋を用意しますけれども、お昼のお弁当を用意して、意見交換などをしながら、昼食会ができればなと思っております。また改めて連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○濵田委員

スケジュールの4月 13 日火曜日が第1回小中学校校長会で、これは、私たちが参加しなくていいということなのですか。

○赤松委員

色々あったのではないですか。

◎児玉教育長

ですよね、これは丸です。

●椎屋教育総務課主幹

確認します。学校教育課から案内がきていると思います。私たちの調整ミスです。

○濵田委員

ではここは、確定としておいたほうがいいですね。

◎児玉教育長

丸でお願いします。

ほかにないでしょうか。

○岡村委員

4月 23 日の市町村教育委員会委員教育長会議がありますけれども、これは教育委員の代表1名と書いてありますが。

●椎屋教育総務課主幹

そうですけど。

○赤松委員

私にご依頼がありましたのでお引受けします。

●椎屋教育総務課主幹

すみません、赤松委員に出会いただきます。

○岡村委員

それから、5月 15 日の PTA 連協なのですが、こちらのほうは毎年総会が開かれるときには教育委員も案内がありますけれども、こちらのほうは別に参加依頼とかはないのかということと、県民総合スポーツ祭都城市選手結団式、こちらのほうも委員のほうに案内が来ていたかと思うのですが、開催のほうはまだはっきり分からないということですか。

●椎屋教育総務課主幹

5月15日のPTA連協の総会が、まだ今のところは案内の話はないところでしょうか。

○赤松委員

聞いていないです。

●椎屋教育総務課主幹

これは担当課の生涯学習課のほうにまた、確認をして、市P連のほうと調整をします。こちらはスポーツ振興課に確認をいたします。今の2つの行事については、担当課に確認をして、また、メールのほうでお知らせをいたします。

○岡村委員

ありがとうございます。お願いいたします。

○濵田委員

4月 26 日のオリンピック聖火リレー出発式ですが、参加する場合はどういう服装で行けばよろしいですか。

◎児玉教育長

そうですね、ここには何も載っていないですね。

○濵田委員

集団の中に入っているのであれば、どのような服でもいいですか。

◎児玉教育長

でも、席が用意してあるのではないですか、これは。

●大田教育総務課長

当初お伺いしたときには、ご来賓の方が 100 名程度ご案内するということの予定だったのですが、またコロナの関係もあって、ちょっと絞っているかもということと、ご欠席の方もいらっしゃるかもしれませんので、最終の人数が何名ぐらいになるかということと、服装ですね、それから、Mallmall の駐車場をご利用いただく形になるかと思うのですが、あちらが使う会場によって、市営の駐車場が2か所あるのですけれども、こちらの交流プラザでするときに、Mallmall のほうの駐車場を使うと減免にならないという、

割引がきかないというのもあるので、どちらの駐車場をご利用くださいというのもお示しして、また、メール等でご案内いたします。皆さんご出席のお返事をください。ありがとうございます。

◎児玉教育長

また詳しい話は。

ほかにはよろしかったでしょうか。

また、調整のほうよろしくお願いします。

ほかにはございませんね。

それでは、令和3年4月定例教育委員会の全てを終わります。

ありがとうございました。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記

教育長